富山県警察本部訓令第６号

富山県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

平成24年３月19日

富山県警察本部長　萱嶋　満津保

# 富山県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

富山県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成18年富山県警察本部訓令第９号）の全部を改正する。

目次



## 第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、富山県警察情報管理システムについて、その設計、運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、富山県警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令又はこの訓令に基づく通達文書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　富山県警察情報管理システム

電子計算機を利用して次に掲げる電磁的記録である行政文書（以下「電子行政文書」という。）を作成又は利用するためのシステムであって、富山県警察が設置するサーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線、これらに附帯する機器及びこれらの用に供するプログラムを組み合わせたもの、並びに、警察庁が設置するサーバ等に端末接続するため富山県警察が設置する端末装置、これらを接続する電気通信回線、これらに附帯する機器及びこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

ア　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ　一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定

の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。
ウ　ア及びイに掲げるもののほか、電子行政文書の文書管理者（富山県警察の文書に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第11号）第５条に規定する文書管理者をいう。）及び情報管理課長が協議をして特に管理することが必要と認める電子行政文書。

⑵　個人情報

富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第１号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。

⑶　サーバ等

情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

⑷　端末装置

サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作をする装置をいう。

⑸　電子計算機接続

富山県警察が設置するサーバ等と警察庁が設置するサーバ等を接続することをいう。

⑹　端末接続

富山県警察が設置する端末装置と警察庁が設置するサーバ等を接続することをいう。

⑺　相互接続

電子計算機接続と端末接続をいう。

⑻　対象業務

富山県警察情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。

⑼　システム設計

対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

⑽　アクセス

富山県警察情報管理システムにデータを入力し、又は富山県警察情報管理システムからデータを出力することをいう。

⑾　アクセス権者

アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

⑿　アクセス範囲

アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。

⒀　照会

富山県警察情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、富山県警察情報管理システムを利用することをいう。

⒁　照会者

照会を行う者をいう。

⒂　入力資料
　富山県警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。
⒃　出力資料
　富山県警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。
⒄　システムドキュメント
　富山県警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。
ア　システム仕様書
イ　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）
ウ　プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）
エ　プログラムリスト
オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）
⒅　取扱説明書
　富山県警察情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

（基本方針）

第３条　富山県警察情報管理システムの設計、運用及び維持管理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
⑴　事務能率の増進に寄与するため、富山県警察各部門の業務について富山県警察情報管理システムの活用を図ること。
⑵　関係部門相互の協力体制を確保し、富山県警察情報管理システムの適正かつ円滑な運用に努めること。
⑶　富山県警察情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

## 第２章　管理体制

（システム検討分科会の設置）

第４条　富山県警察情報管理システムの対象業務に関する事項を検討するための委員会を別に定めるところにより設置する。

（システム総括責任者）

第５条　富山県警察にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
２　システム総括責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。
⑴　富山県警察情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。
⑵　富山県警察情報管理システムの設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

（システム管理者）

第６条　富山県警察にシステム管理者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

２　システム管理者はシステム総括責任者を補佐し、富山県警察情報管理システムの適正な運用及び維持管理に努めなければならない。

（運用主管課長）

第７条　富山県警察情報管理システムを利用して行う対象業務を主管する所属の長（以下「運用主管課長」という。）は、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。

⑵　所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。

⑶　その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

## 第３章　富山県警察情報管理システムの設計

（対象業務に係る検討事項）

第８条　富山県警察情報管理システムの設計を行おうとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について検討を行わなければならない。

⑴　対象業務を追加し、又は変更する必要性に関する事項

⑵　対象業務の実施による富山県警察の事務全般への影響に関する事項

⑶　システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項

⑷　対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項

⑸　その他対象業務の実施に関する事項

（システム設計の基本原則）

第９条　システム設計に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　情報セキュリティの確保に関する事項

⑵　障害時の復旧対策に関する事項

⑶　関連業務との整合性に関する事項

## 第４章　相互接続

（相互接続）

第10条　相互接続に当たっては、接続する双方が定める技術的基準に従い、安全性の確保に努めなければならない。

## 第５章　富山県警察情報管理システムの運用

（対象業務の管理）

第11条　運用主管課長は、所管する対象業務を適正かつ円滑に行うために必要な措置を執らなければならない。

（アクセスを行う権限の付与等）

第12条　システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセス権限を付与するものとする。

（利用の制限）

第13条　システム総括責任者は、アクセス権者が富山県警察情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為を行っていること又は対象業務の目的以外の目的で不正に富山県警察情報管理システムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、富山県警察情報管理システムの利用を制限することができる。

（不正なアクセスの禁止）

第14条　アクセス権者以外の者は、アクセスしてはならない。
２　アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的で不正にアクセスしてはならない。
（不正な照会及び情報の利用等の禁止）
第15条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。
２　照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で不正に利用し、又は提供してはならない。
（入力資料等の不正交付の禁止等）
第16条　入力資料及び出力資料は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくは毀損してはならない。
２　入力資料及び出力資料は、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。
（取扱説明書の取扱い）
第17条　取扱説明書は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、遺棄し、又は毀損してはならない。
２　取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

## 第６章　富山県警察情報管理システムの維持管理

（適切な維持管理のための措置）
第18条　システム総括責任者は、富山県警察情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置を執らなければならない。
（設備等の維持管理）
第19条　富山県警察情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、これを適切に維持管理しなければならない。
⑴　設備等の保守・点検の方法を定めること。
⑵　設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。
⑶　保安装置の整備等安全性の確保に努めること。
（電気通信回線の管理）
第20条 システム管理者は、電気通信回線からの不正侵入及びデータの不正入手の防止に努めなければならない。
（システムドキュメント及びプログラムの取扱い）
第21条　システムドキュメント及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、遺棄し、又は毀損してはならない。
２　システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

## 第７章　事故発生時の措置

（事故発生時の措置）
第22条　システム総括責任者は、富山県警察情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを関係警察職員に周知しておくとともに、事故が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければならない。

## 第８章　富山県警察情報管理システムに関する業務の外部への委託

（富山県警察情報管理システムに関する業務の外部への委託）

第23条　富山県警察情報管理システムに関する業務の警察職員以外の者への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

第９章　教養

（教養）

第24条　システム総括責任者は、関係警察職員に対して、富山県警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

第10章　情報管理業務監査

（情報管理業務監査）

第25条　システム総括責任者は、富山県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

第11章　その他

（その他）

第26条　この訓令に定めるもののほか、富山県警察情報管理システムの運用及び維持管理に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。